平成２８年（フ）第２２号
福井県あわら市滝第46号６番地
破産者　ａｎｓｕｋことたっちゃんポークこと　杉本　里香（旧姓髙田）
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４３号
愛知県北名古屋市鹿田合田115番地　山田マンション３Ｆ西、従前の住所愛知県北名古屋市六ツ師道毛156番地２　セレクト24　102号
破産者　髙地　洋子
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７５号
神戸市北区藤原台北町２丁目22番２号
破産者　永島基秀こと　康　　誠一
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３号
島根県松江市上本庄町2029番地13
破産者　佐々木誠こと神庭誠こと　金阪　　誠
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４７５号
広島市佐伯区藤の木２丁目12番31号
破産者　請谷工業こと　**請谷**　和也
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７６号
広島市佐伯区藤の木２丁目12番31号
破産者　**請**谷ゆきな
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３号
熊本市南区良町３丁目９番25―402号　ライフヴィレッジ田迎３、開始決定時の住所熊本市東区東町３丁目２番18―802号
破産者　荒田　　悟
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４号
熊本県天草市中村町９番１号、前住所熊本県天草市牛深町1535番地15
破産者　荒田　丈男
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９２号
熊本県合志市幾久富1909番地685　ヴィルリッシュ402号、住民票上の住所熊本市東区沼山津４丁目５番９号
破産者　時田　孝志
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０１号
大分市大字片島1824番地の１
破産者　吉田　拓矢
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７７号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉37番地６　シングルハイツ101号
破産者　栗橋　孝佳
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
北海道川上郡弟子屈町朝日４丁目４番10号、前住所北海道厚岸郡厚岸町真栄１丁目130番地
破産者　川端　克明
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
宮城県柴田郡大河原町大谷字舘前30番地３
破産者　我妻　智夏（旧姓佐久間）
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第３８号
宮城県石巻市蛇田字新西境谷地112番地11　ウッディハイツ３号、前住所宮城県石巻市桃生町給人町字西町140番地
破産者　佐藤　淑恵
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
福島市大森字堂ノ裏70番地の１堂ノ裏ハイツ104
破産者　塚田十四美
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１１９号
福島県郡山市緑町４番18号
破産者　平出美津子
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
福島県郡山市緑町７番13号
破産者　平出　　匡
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１４３６号
横浜市西区平沼２丁目１番10―605号、旧住所横浜市西区南幸２丁目20番15―606号
破産者　伊藤　靖彦
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０１号
金沢市円光寺３丁目９番12号
破産者　ラウンジいわてこと　高久美和子
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部